325
た207

（その１）

収　支　報　告　書

令和　7　年分

（ふりがな）
1　政治団体の名称
たかはし としあき こうえんかい
高橋敏明後援会

2　主たる事務所の所在地
愛媛県西条市神拝228-2　スカール西条302

3　代表者の氏名
たかはし としあき
高橋敏明

4　会計責任者の氏名
山内三紀子

事務担当者の氏名
高橋直子

（電話）090-6880-9290

（電話）

（電話）

愛媛県
選挙管理委員会
-8.4.27
第　号

※収支報告書は、提出されたものがそのまま
インターネット上において公表されます

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

☐ 有

☑ 無

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体

☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体

☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名等

公職の種類等

資金管理団体の指定の期間

令和　年　月　日から

令和　年　月　日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和　年　月　日から

令和　年　月　日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収入総額		3	022	895
（前年からの繰越額）			22	895
（本年の収入額）		3	000	000
支出総額		2	412	384
翌年への繰越額			610	511

２　収入項目別金額の内訳

（１）個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金額				
員数				

（２）寄附

ア　寄附（イを除く。）の区分	金額 十億	百万	千	円	備考
（ア）　個人からの寄附		3	000	000	
（うち特定寄附）					
（イ）　法人その他の団体からの寄附					
（ウ）　政治団体からの寄附					
小計（ア）＋（イ）＋（ウ）		3	000	000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）					
イ　政党匿名寄附					
合計（ア＋イ）		3	000	000	

（その７）

(7) 寄附の内訳						寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額 千億	百万	千	円	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
高橋 敏明		1	500	000	R7.7.1	西条市神拝2 28-2 スカール西条302	地方公務員	
高橋 直子		1	500	000	R7.7.1	西条市神拝2 28-2 スカール西条302	個人事業主	
この頁の小計		3	000	000				
その他の寄附				0				
合計		3	000	000				

（その13）

3　支出項目別金額の内訳

(1)　支出の総括表

項目	金額（千億 百万 千 円）	備考
1　経常経費		
(1)　人件費	0	
(2)　光熱水費	0	
(3)　備品・消耗品費	0	
(4)　事務所費	14886	
小計	14886	
2　政治活動費		
(1)　組織活動費	0	
(2)　選挙関係費	79000	
(3)　機関紙誌の発行その他の事業費	298498	※ア～エの小計
ア　機関紙誌の発行事業費	0	
イ　宣伝事業費	298498	
ウ　政治資金パーティー開催事業費	0	
エ　その他の事業費	0	
(4)　調査研究費	0	
(5)　寄附・交付金	0	
(6)　その他の経費	2000000	
小計	2397498	
合計	2412384	

（注）当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、「備考」欄に内書でその額を記入し、併せて様式（その16）にその内訳を記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 選挙関係費 ( )			
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
為書き作成費			99	000	R7.2.6	(有)プリ・キュラ・プレス	西条市大町610-1	
この頁の小計			99	000				
その他の支出				0				
合計			99	000				

(注1) 1件5万円以上の支出は個別に記載し、1件5万円未満の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1件1万円超(1万1円以上)の支出は個別に記載し、1件1万円以下の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 宣伝事業費		(広報費)	
支出の目的	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
業務委託広報費			55	000	R7.5.7	(株)ドローウィズ	松山市三番町7-2-12 川崎ビル1F	
〃			55	000	R7.6.9	〃	〃	
〃			55	000	R7.7.29	〃	〃	
〃			55	000	R7.8.28	〃	〃	
〃			55	000	R7.9.8	〃	〃	
この頁の小計			275	000				
その他の支出			23	498				
合計			298	498				

(注1) 1件5万円以上の支出は個別に記載し、1件5万円未満の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1件1万円超(1万1円以上)の支出に個別に記載し、1件1万円以下の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。

（その15）

(3) 政治活動費の内訳									項目別区分 その他の経費 （借入金返済）			
支出の目的	金額 十億	百万	千	円					年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
借入金返済		2	0	0	0	0	0	0	R7.12.1	高橋敏明	西条市神拝乙28-2 スカール西条302	
この頁の小計		2	0	0	0	0	0	0				
その他の支出												
合計		2	0	0	0	0	0	0				

（注１）１件５万円以上の支出は個別に記載し、１件５万円未満の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。
（注２）国会議員関係政治団体は、１件１万円超（１万１円以上）の支出は個別に記載し、１件１万円以下の支出については「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	☐	☑	
イ　建物	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	☐	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☑	
カ　金銭信託	☐	☑	
キ　有価証券	☐	☑	
ク　出資による権利	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☑	☐	

(その18)

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳					項目別区分　借入金	
摘要	金額				年月日	備考
	十億	百万	千	円		
高橋 敏明		3	700	000		

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　8　年　3　月　25　日

政治団体の名称　高橋敏明　後援会

会計責任者の氏名　山内三紀子

代表者の氏名（代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。）

（備考）1　会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置（記名押印等）を講ずる場合は、この限りでない。

2　政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置（記名押印等）を講ずる場合は、この限りでない。